

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策生活支援給付金(特別加算分)	①物価高騰により生活に影響を受ける生活者に対し、食料品価格高騰分に対する物価高騰対策生活支援給付金を給付することで、町民生活を維持する。なお、高齢化率が高く、町内全域が過疎地域であり商業施設が偏在しているなどの地域制から、電子クーポンや利用場所の限定される商品券よりも、利便性が高く、また、迅速に給付ができる現金給付による支援を予定している。 ②対象世帯への給付金 ③1世帯当たりの給付額 10,000円 1人当たりの給付額 14,000円 @10,000×6,898世帯=68,980千円(A) @14,000×14,071人=196,994千円(B) (A)+(B)=265,974千円 うち特別加算枠分 65,798千円(交付金充当額65,798千円) ④令和7年12月1日時点で町に住民登録がある者	R8.1	R8.4以降
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応上水道基本料金支援(医療施設等)	①重要な事業インフラであり、ほぼ全事業所に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している事業者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金(メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く)の減免に係る費用 ③【事業合計 639,600円】 29戸×一般基本料金1,600円×2ヶ月=92,800円 2戸×大口1用基本料金7,700円×2ヶ月=30,800円 12戸×大口2用基本料金14,500円×2ヶ月=348,000円 3戸×団体用基本料金2,000円×2ヶ月=12,000円 13戸×学校用基本料金6,000円×2ヶ月=156,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和7年7月1日～7月31日の間に量水器検針を受け、令和7年7月分水道料金が確定した者 (2)令和7年8月1日～8月31日の間に量水器検針を受け、令和7年8月分水道料金が確定した者 ただし、公共の施設を除く。	R7.7	R7.8
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応上水道基本料金支援(中小企業等)	①重要な事業インフラであり、ほぼ全事業所に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している事業者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金(メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く)の減免に係る費用 ③【事業合計 2,585,600円】 478戸×一般基本料金1,600円×2ヶ月=1,529,600円 25戸×大口1用基本料金7,700円×2ヶ月=385,000円 23戸×大口2用基本料金14,500円×2ヶ月=667,000円 1戸×団体用基本料金2,000円×2ヶ月=4,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和7年7月1日～7月31日の間に量水器検針を受け、令和7年7月分水道料金が確定した者 (2)令和7年8月1日～8月31日の間に量水器検針を受け、令和7年8月分水道料金が確定した者 ただし、公共の施設を除く。	R7.7	R7.8
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応上水道基本料金支援(生活者)	①重要な生活インフラであり、ほぼ全世帯に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している生活者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金(メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く)の減免に係る費用 ③【事業合計 20,921,000円】 6,315戸×一般基本料金1,600円×2ヶ月=20,208,000円 35戸×大口1用基本料金7,700円×2ヶ月=539,000円 6戸×大口2用基本料金14,500円×2ヶ月=174,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和7年7月1日～7月31日の間に量水器検針を受け、令和7年7月分水道料金が確定した者 (2)令和7年8月1日～8月31日の間に量水器検針を受け、令和7年8月分水道料金が確定した者 ただし、公共の施設を除く。	R7.7	R7.8

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応上水道基本料金支援(水道基本料金減免)【事務費】	<p>①重要な生活インフラであり、ほぼ全世帯に普及している上水道料金を減免し、物価高騰等の影響を受けている住民の日常生活を維持する。</p> <p>②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金(メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く)を減免するために必要な水道料金システム改修にかかる費用</p> <p>③水道基本料金減免業務委託【698,500円(税込み)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金システム減免対応 330,000円 ・検針システム減免対応180,000円 ・諸経費等125,000円 ・消費税63,500円 <p>④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和7年7月1日～7月31日の間に量水器検針を受け、令和7年7月分水道料金が確定した者 (2)令和7年8月1日～8月31日の間に量水器検針を受け、令和7年8月分水道料金が確定した者 ただし、公共の施設を除く。</p>	R7.7	R7.8
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策生活支援給付金	<p>①物価高騰により生活に影響を受ける生活者に対し、物価高騰対策生活支援給付金を給付することで、町民生活を維持する。なお、高齢化率が高く、町内全域が過疎地域であり商業施設が偏在しているなどの地域制から、電子クーポンや利用場所の限定される商品券よりも、利便性が高く、また、迅速に給付ができる現金給付による支援を予定している。</p> <p>②対象世帯への給付金及び事務費のうち、特別加算枠以外の部分</p> <p>③1世帯当たりの給付額 10,000円 1人当たりの給付額 14,000円 @10,000 × 6,898世帯 = 68,980千円 (A) @14,000 × 14,071人 = 196,994千円 (B) (A)+(B) = 265,974千円 (C)事務費 5,905千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出] うち、特別加算枠分65,798千円を差し引いた206,081千円(交付金充当額206,081千円) ④令和7年12月1日時点で町に住民登録がある者</p>	R8.1	R8.4以降
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食無償化事業	<p>①町内小中学校の給食に係る食材費への支援を行い給食費を無償化することにより、物価高騰により影響を受けている保護者の負担軽減に務める。</p> <p>②学校給食に係る食材費(教職員分を除く。)</p> <p>③町立小学校6校、中学校1校 食材賄費(2,3月分) 10,116千円 (交付金充当額4,400千円)</p> <p>④町立小中学校に通う児童生徒の保護者</p>	R8.2	R8.3